

## 令和7年度静岡市身体障害者訪問入浴サービス運営業務委託事業者募集要項

### 1 目的

静岡市身体障害者訪問入浴サービス運営事業実施要綱に基づき、家庭において入浴を行うことが困難な重度身体障がいのある人に対し、居宅にて受託者の設備により以下に示す業務を実施するため、事業者を募集します。

### 2 実施するサービス

身体障害者訪問入浴サービス業務

### 3 募集する事業者

次の要件を全て満たすことができる事業者とします。

- (1) 社会福祉法人又は在宅入浴サービスガイドライン（昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号厚生省老人保健福祉部長、社会局連名通知）に規定する民間シルバーサービス業者であること。
- (2) 静岡市内に事業所を設け、要綱第12条から第15条までに記載する必要な設備の整備及び、人員を配置し、サービスの実施に支障を生じない業務体制を整えていること。
- (3) 静岡市内での実施が可能であること。

### 4 事業概要

#### (1) サービス利用者

市内に居住し、障害及び疾病等の理由により臥床している重度身体障害者で医師が入浴が可能であると認めたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項及び第4項に該当する者を除く。

- ① 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由1級又は2級の者
- ② 18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由1級又は2級の者のうち市長が特に必要と認めた者

#### (2) サービスの概要

利用者の居宅において受託者の設備により下記サービスを実施すること。

- ① 洗体、洗髪及び洗顔
- ② 衣類の着脱に関する介助
- ③ 入浴及び清拭に関する介助
- ④ その他入浴の実施に必要なこと

※ 利用者の居室を汚すことのないよう配慮するとともに、適切に業務を行い、業務終了後は居室を元の状態に戻すこと。

(3) 必要とする設備、人員

① 設備

訪問入浴車に特殊浴槽、湯沸器、ポンプ、ホース等を備え、利用者の居室を汚すことのないよう配慮し、適切にサービスの実施ができること。

② 人員

訪問入浴車 1 台当たり看護職員（看護師又は准看護師）1 人以上、ヘルパー 1 人以上及び運転手 1 名の計 3 人以上を配置すること。

(4) サービス実施の適否の判断

① 受託者は、業務実施の直前直後に、利用者の血圧・脈拍・体温等の測定を行い、身体状況を確認するとともに、実施の適否を判断するものとする。この場合において、直前の測定により実施が不相当であると判断した場合は、10 分後に再度の測定を行い、実施の適否について再度判断するものとする。

② 再度の測定を行った結果、実施が不相当であると判断した場合は、利用者に対し実施ができないことの説明を行い、利用の希望があった場合は、清拭を行うものとする。

(5) 実施回数

① 原則として利用者一人当たり 1 会計年度 104 回を限度としてサービスを実施する。ただし、年度の途中で開始した場合は、104 回を 12 で除した数に実施月数（1 月未満は 1 月とする。）を乗じ、端数を切り捨てた回数を限度とする。

② 訪問入浴車 1 台につき、1 日の利用者は 7 人までとする。

(6) 事前調査

受託者は、サービス提供前に利用者の居宅において事前調査を行うこと。

(7) 事故発生時の対応

サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及び実施方法を定めていること。

① 事故発生時は、市・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

② 事故の状況、事故に際してとった措置を記録すること。

③ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(8) 障害者差別解消法への対応について

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

(9) 守秘義務の取扱い

サービスの従事者又はサービスに従事していた者が、正当な理由なく業務上知り得

た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置が講じられていること。

(10) 個人情報の取扱い

- ① 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項第 1 号及び第 67 条を遵守すること。
- ② 受託業務に従事している者又は従事していた者が個人情報の保護に関する法律第 176 条又は第 180 条に違反した場合、刑事罰の対象となる。
- ③ 詳細は、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙）に定める。

(11) その他

疑義のある事項については、必ず委託者に確認し、その指示に従うこと。

(12) 実施時期等

- ① 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ② 業務は、静岡市の休日を定める条例（平成 15 年条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日にかかわらず、利用者の希望及び生活環境を踏まえて、できる限り適切な時期に実施すること。

静岡市の休日を定める条例（抜粋） 第 1 条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。 （1）日曜日及び土曜日 （2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 （3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
---

## 5 委託料

(1) 1 回あたり 12,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 ——円）

(2) 以下に該当する場合は（1）の額に加算することができる。

条件	1 回あたりの加算額
① 葵区山間地区（大河内、梅ヶ島、玉川、井川、清沢、大川）において訪問入浴サービスを実施したとき	1,000 円
② 利用の決定を受けた者の区分が生活保護世帯である者に対して訪問入浴サービスを実施した時	500 円
③ 利用の決定を受けた者の区分が市町村民税非課税世帯の者に対して訪問入浴サービスを実施した時	300 円

(3) 清拭のみを実施した場合の委託料の額は（1）に定める委託料の額の 10 分の 7 の額（10 円未満は切り捨てる。）とし、（2）②及び③の加算をすることはできない。利用者から使用料を徴収することはできない。

(4) 利用者数の見込み

利用者の所在区	利用者数の見込み （令和 6 年度登録利用者数）
---------	-----------------------------

葵 区	37 人
駿河区	29 人
清水区	27 人
計	93 人

(5) 利用事業者の変更について

利用者から当該サービス事業を提供する者の変更は、月単位で行えるものとする。

6 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

7 募集期間

令和7年3月24日（月）午後5時15分まで

8 応募方法及び提出期限

受託申請するものは、地方自治法、地方自治法施行令、静岡市契約規則その他関係法令並びに仕様書及びその他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、下記の書類を提出してください。

応募方法：次のいずれかの方法による

※初回申請の場合は、提出書類に係る留意事項等をご案内いたします。

応募前に、13 問合せ・提出先にご相談ください。

①郵送

②持参

③メール

提出期限：令和7年3月24日（月）必着

直接提出の場合は、午後5時15分までに静岡市役所静岡庁舎新館 15 階障害福祉企画課まで持参してください。

9 提出書類

下記書類を1部提出してください。また、様式を指定している書類は、別添の様式を使用してください。

(1) 令和7年度 身体障害者訪問入浴サービス事業委託業務 受託申請書 (様式1)

(2) 令和7年度 身体障害者訪問入浴サービス 事業所アピールシート (様式2)

(3) 身体障害者訪問入浴サービス事業計画 (様式3)

(4) 定款、寄付行為等及び登記事項証明書

- (5) 運営規程、マニュアル等
- (6) 設備・備品等一覧表（様式4）
- (7) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要(様式5)  
※ただし、マニュアル等に記載があれば提出不要
- (8) 緊急時の協力医療機関を記載した書面（様式6）  
※ただし、契約書等の写しがあれば提出不要
- (9) 介護サービス事業者指定書
- (10) 契約・請求に係る書類送付先及び連絡先

#### 10 スケジュール

- (1) 事業者結果連絡通知発送 令和7年3月26日（水）以降
- (2) 委託契約締結手続説明 別途連絡します

#### 11 選定及び結果の通知

書類選考により、サービス提供が可能であることが確認できた場合に通知します。

#### 12 その他注意事項

応募を取り下げる場合は、取下書の提出が必要になります。（様式任意）

#### 13 問合せ・提出先

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 障害福祉企画課 地域生活支援係  
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所新館 15階  
電話:054-221-1198 FAX:054-221-1494  
メール：shougai Fukushi@city.shizuoka.lg.jp